

専決処分報告 第 1 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事から、別紙のとおり児童生徒1人1台端末を実現するための教育環境の整備に係る国庫補助事業に関する事務を教育委員会に委任することについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月教育委員会訓令第1号）

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

5 高行管第 318 号
令和 6 年 1 月 26 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

別添告示案のとおり知事の権限に属する事務の委任をするもの。

2 理由

県、市町村等の児童生徒 1 人 1 台端末を実現するための環境整備（端末の更新等）に係る事業については、貴委員会の所管する事務と一体的に執行することが効果的かつ効率的と認められることから。

3 効力の発生日

協議が成立した日

参考資料 1

5 高教政第847号
令和6年1月26日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県教育長 長岡 幹泰

事務委任の協議について（回答）

令和6年1月26日付け5 高行管第318号で協議のあった事務委任については、同意します。

告 示

高知県告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

令和6年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 委任する事務
児童生徒1人1台端末を実現するための教育環境の整備に係る国庫補助事業に関する事務
- 2 委任の相手方
高知県教育委員会
- 3 委任する年月日
令和6年1月26日